

令和5年度 第4回東京都北区児童相談所等複合施設運営指針検討委員会
議事録（要旨）

1 日時 令和6年1月11日（木）10時～12時

2 会場 北区役所滝野川分庁舎 会議室

3 出席者

〈学識経験者の専門分野〉

児童福祉3名、医師1名、民生委員・児童委員1名、社会的養護1名

〈庁内委員〉関係部課長4名

4 主な議題

(1) 運営指針概要版

(2) 運営指針

5 発言要旨

(1) 相談体制について

○あそびのひろばの総合相談窓口はとても良い取り組みだと思う。

○児童虐待対応はワンストップとなっているが、それ以外の育成相談や非行相談等に対する組織の区分けを明確にした方が良い。

○児童相談所に子どもが直接相談をするというのはハードルが高く、子どもが声をあげられる仕組みを作ってほしい。

(2) 組織名について

○これからの児童相談所は子ども自身が気軽に相談にいけることも求められるため、それを踏まえた組織名称が良い。

○初期対応を行う係名は、児童虐待対応や一時保護などを行う係に相応しい名称にした方が良い。

(3) 開設時期について

○開設時期については、公共施設の建設工事期間が延びているところもあり、今後、複合施設にも影響が出てくることも危惧される。

(4) 社会的養護について

○ケアリーバー支援については、シェアハウスや奨学金等の様々なメニューが

あるが、子どもたちが相談しやすい居場所や頼れる人の存在が大事である。

(5) 子どもの権利擁護について

- 子どもの権利擁護や意見表明支援については、施設や里親に措置されている子どもに対しても実施できる仕組みを検討してほしい。
- 子どもの権利擁護の視点は、一時保護所だけでなく、複合施設全体に必要な視点だと思う。

(6) 運営指針について

- 児童相談所派遣職員等の意見等を踏まえ作成しているのは良いことと思う。
- 開設後の運営は試行錯誤の連続になると思うが、職員間で区の特徴を共有して頑張してほしい。

(7) その他

- 児童相談所は、人材の確保が課題であると感じる。地域と連携し、児童相談所の負担を社会で分担することにより、短期間で人が辞めていくような「児童相談所の疲弊」を減らしてほしい。
- 児童福祉現場としては、様々な児童相談所から施設に措置される子どもがおり、措置した自治体によって受けられるサービスが異なることがないように、北区には今後前向きに制度や運営面の検討をお願いしたい。